

令和7年第11回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年11月4日（火）午後2時00分から午後2時55分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、柴田 智弘、奥村 武司、 伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	勝野 仁司、山本 富義、近藤 辰夫、田中きょうこ
事務局	局長 飯田 好晴、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、農林課農林係長 石井 三博
議案	第49号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第50号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第51号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第52号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更における意見聴取について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和7年第11回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、5番、勝野仁司委員、6番、山本富義委員、8番、近藤辰夫委員、14番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、10名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和7年第11回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、9番奥村武司委員、10番伊藤卓委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第49号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 なお、受付番号1番、2番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第49号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の内訳は、贈与による所有権移転2件、賃借権の設定1件の合計3件です。

受付番号1番、2番は、書類不備により審議先送りとなっておりますので、受付番号3番から順次説明いたします。

受付番号3番は、柿下の方と桜ヶ丘の外国籍の方との間における賃借権の設定です。

柿下地内において、賃借人は、申請地に賃借権を設定し、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

作付け野菜等については、借受人がベトナム国籍のため、外国野菜が中心となるとのことです。

受付番号4番は、石森の方と平貝戸の方との間における贈与による所有権移転です。

石森地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

農機具等については、譲渡人である親族から借りて耕作予定とのことです。

受付番号5番は、兼山の方と兼山の方との間における贈与による所有権移転です。

兼山地内において、譲受人は、自宅近隣の申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

母親から子供への生前贈与としての3条申請となります。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号3番、柿下お願いします。

竹谷委員 農業委員11番の竹谷から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、久々利柿下地内、可児自動車学校の北東にある、土地改良事業が実施された区域内にある農地です。外国籍の方が以前より借り受けて、外国野菜を中心に作付けされ管理されている農地となります。現在も耕作されていて、今回正式に手続きを提出された案件となり、農地として綺麗に耕作されていますので、問題ないと思います。

議長 受付番号4番、石森お願いします。

酒向委員 推進委員8番の酒向から現地確認の報告をします。

受付番号4番は、石森地内、名鉄広見線の北、国道21号線広見高架橋北にある土地改良施工地内にある農地です。親族間で贈与として所有権移転され、耕作機械は親族から借りて耕作されますので、問題ないと思います。

議長 受付番号5番、兼山お願いします。

三宅委員 推進委員9番の三宅から現地確認の報告をします。

受付番号5番は、兼山地内の農地で、親から子へ生前贈与で所有権移転するための申請となります。譲受人の子は、申請地の近隣に居住しており、耕作機械等も所有しており、親と一緒に耕作管理されるとのことで、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

山本(寛)委員 受付番号3番の案件で、賃借期間が許可日から5年間となっているが、外国籍の方が借

人であるから5年間としているのですか。

事務局 賃借期間の設定については、国籍等による制限はありません。双方の話し合いで決められたものと思います。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

委員 議案第49号について、許可することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第49号は、許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第50号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第50号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

事務局 今月の申請は、2件です。

事務局 受付番号1番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で隣接地を一体利用して一般個人住宅の駐車場敷地にするとのことです。

事務局 立地基準判定は、第3種農地となります。

事務局 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

事務局 周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

事務局 本案件は、申請地を令和7年4月頃より、駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

事務局 受付番号2番は、広見の方が農地転用の許可を求めるもので、広見地内で貸駐車場敷地にするとのことです。

事務局 立地基準判定は、第3種農地となります。

事務局 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

事務局 周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事は行わず、現状と変更なしとのことです。

事務局 本案件は、申請地を平成26年頃より、駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

議長 以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

江口委員 受付番号1番、下恵土お願いします。

江口委員 推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。

江口委員 受付番号1番は、下恵土広瀬にある農地で、既に駐車場として使用されているため始末書が提出されている案件となります。自宅に隣接する宅地と一体利用する駐車場と道路を挟んだ対面の農地を駐車場として利用されています。駐車場は、碎石敷きとなっており雨水は自然浸透で処理されており、周囲に農地はありませんので、問題ないと思います。

議 長 受付番号 2 番、広見をお願いします。
 奥 村 委 員 農業委員 13 番の奥村から現地確認の報告をします。
 受付番号 2 番は、広見二丁目の区画整理事業が実施された広見第 2 児童公園北にある農
 地で、既に駐車場として利用されているため始末書が提出されている案件となります。
 隣接所有者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水で、転用されても、問題ないと思
 います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま
 せんか。

委 員 【意見・質問なし】
 議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
 議案第 50 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することに、ご異議ご
 ざいませんか。

委 員 【異議なしの声多数】
 議 長 異議ないものと認め、議案第 50 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達するこ
 とに決しました。

議 長 続きまして、日程第 4、議案第 51 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の
 設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。
 なお、受付番号 7 番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。
 それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 4、議案第 51 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転
 を伴う農地転用許可申請について説明します。
 今月の内訳は、売買による所有権移転 5 件、賃借権の設定 1 件、使用貸借権の設定 2 件
 の合計 8 件です。
 受付番号 1 番は、今渡の方と瀬田の方外 1 名が、売買による所有権移転で、農地転用許
 可を求めるものです。
 転用事業者は、今渡地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。
 立地基準判定は、第 3 種農地となります。
 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
 周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。
 本案件は、平成 12 年 4 月頃に、農地法による許可を得ず、申請地の一部に物置を設置
 していたため、始末書が提出されています。
 受付番号 2 番は、今渡の方と東京都西東京市の法人が、売買による所有権移転で、農地
 転用許可を求めるものです。
 転用事業者は、今渡地内で、分譲住宅 1 棟を建築するとのことです。
 立地基準判定は、第 3 種農地となります。
 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。
 受付番号 3 番は、今渡の方と加茂郡八百津町の方が、売買による所有権移転で、農地転

用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合北地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、下恵土の方外1名と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号5番は、土田の方と土田の方外1名が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

本案件は、令和7年9月に、農地法による許可を得ず、建築工事を開始していたため、事務局から指導を行い、現在建築を中断させている案件で、始末書が提出されています。

受付番号6番は、菅刈の方と犬山市の方外1名が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、菅刈地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号7番は、審議先送りとなっております。

受付番号8番は、広見の方と広見の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号9番は、中恵土の方と静岡市駿河区の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、建機レンタル業の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、フェンスを設置するとのこと。

本案件は、平成 29 年 11 月頃に、農地法による許可を得ず、申請地に倉庫を設置していたため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、2 番、今渡をお願いします。

江口委員

推進委員 1 番の江口が受付番号 1 番と 2 番の案件について報告します。

受付番号 1 番は、今渡の国道 21 号線北の住居地域にある農地を転用して一般個人住宅を建築するための転用申請です。申請地の一部に物置が設置されていたため始末書が提出されている案件となります。周囲には、農地はありませんが、被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水排水は、道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 2 番は、今渡東住吉地内で旧国道に隣接する農地に 1 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。周囲には、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水排水は、道路側溝への排水、上下水道とも整備されている地域ですので、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号 3 番、川合をお願いします。

大澤委員

農業委員 2 番の大澤が受付番号 3 番の案件について報告します。

受付番号 3 番は、川合北区画整理地内にある農地を転用して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。東と南が隣接農地となりますが、被害防除策として周囲には、コンクリートブロックを設置されます。雨水は、北側の道路側溝へ排水され、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号 4 番、下恵土をお願いします。

中村委員

農業委員 3 番の中村が受付番号 4 番の案件について報告します。

受付番号 4 番は、下恵土宮瀬地内、市役所の北、可児川の北側、皮膚科病院の北にある農地を転用して、2 区画に宅地分譲するための申請です。所有者は高齢となり耕作管理できないため今回処分することになったようです。上下水道とも整備されていますし、雨水は、東側にある市が管理する排水路への排水です。周囲に農地はありませんので、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号 5 番、土田をお願いします。

津田委員

推進委員 2 番の津田が受付番号 5 番の案件について報告します。

受付番号 5 番は、土田東山地内、木材加工事業所の北にある農地です。申請地の東に父親の住宅があり、隣接する西側の父所有農地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するための転用申請となります。現地確認時には、既に基礎工事まで出来ており、事務局の指導により工事は中断されていました。土地改良区の同意もあり、上下水道とも整備されており、雨水は、道路側溝へ排水されます。周囲に農地はありません。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

ただし、農地転用申請の提出もなく、許可以前に建築に着手されており、建築事業者へ

のペナルティや社内教育の実績報告書などの提出をさせるよう、指導できないか。

議 長 受付番号6番、菅刈お願いします。

山本(寛)委員 推進委員3番の山本が受付番号6番の案件について報告します。

受付番号6番は、菅刈地域の中央にあり、県道御嵩犬山線に接する田の一部を分筆して、子が父の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築するための転用申請です。

東は宅地、西は休耕田、南は父親所有の休耕田、北は県道となっています。隣接者への説明も済み、周囲には、被害防除策としてコンクリートブロック壁を設置されます。上下水道とも整備されており、雨水は、東側宅地に設置されている私設排水路へ同意を得て排水されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議 長 受付番号8番、広見お願いします。

奥村(保)委員 農業委員13番の奥村が受付番号8番の案件について報告します。

受付番号8番は、広見六丁目地内、区画整理事業が実施された農地を転用して一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲に農地はなく、住宅が建築されている場所です。上下水道とも整備されており、雨水排水は道路側溝への排水となり、転用されても、問題ないと思います。

議 長 受付番号9番、中恵土お願いします。

三宅委員 推進委員9番の三宅が受付番号9番の案件について報告します。

受付番号9番は、中恵土、国道21号線の南、建機レンタル業の事業所に隣接する農地を転用して、同事業所の駐車場として利用するための転用申請となります。駐車場として利用されるため、上下水道の利用はありません。雨水排水は、道路側溝への排水となります。周囲に農地はなく、農業用排水への影響はありません。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

事務局 受付番号5番の案件について、事務局から経過等の説明をお願いいたします。

事務局 受付番号5番の案件について、経過等の説明をします。

民間の審査機関に提出された建築確認申請書については、担当課の建築指導課から庁舎内回覧書類として、関係課へ写しが回る事になっております。建築申請地について、地目の確認、農地転用許可などの確認を農業委員会事務局が行っていて、今回の受付番号5番の案件については、登記地目が農地であり、過去に許可が下りた記録がなく、建築着工日までの転用申請の受付もないことが確認できたため、事務局で現地確認を行いました。既に基礎工事に着手されていたため、事務局から建築事業者へ連絡し、工事の中止と状況説明への来庁を指示し、担当者へ口頭で許可日までの工事中止を指示しました。

今回の建築事業者は、今年度2度目の無許可での事前着手となるため、社内での情報共有、コンプライアンスについて尋ねたところ、共有できていなかったと回答を担当者から報告を受けました。

ペナルティとしての罰則規定等はありませんが、社内での情報共有の方法等について再度確認を行いたいと思います。また、今日の審議状況については、事業者へ連絡して、再発防止を進めていきたいと思っています。

津田委員 始末書だけではなく、建築事業者から社内での情報共有研修等を実施したことなどの報告書の提出を求めています。

事務局 今回の審議状況を説明して、報告書の提出等を求めていきたいと思っております。

中村委員 建築確認申請時に地目の確認はできないのか。

事務局 民間の審査機関に提出された場合は、確認できないと思っております。

議長 2年から3年に何件か今回のようなケースが発生しているが、事務局が建築確認申請書を確認して、無許可での着手案件については、工事を中止させている。

事務局 建築確認申請書については、民間の審査機関に提出されており、今後も庁舎内回覧により事務局でしっかりと確認していく。違反案件があれば、現地を確認して工事を中止させる処置を今後も継続していく。担当の建築指導課とも連絡を密にして、早期に回覧できるよう調整して事務を進めます。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

委員 議案第51号については、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第51号は、許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第5、議案第52号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更における意見聴取についてを議題とします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第52号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更に対する意見聴取について説明します。

議長 議案書の別葉をご覧ください。

石井係長 本案件は、今年3月末に策定しました地域計画について、計画内容等に変更が生じたことから、改めて農業委員会の意見を聴取するものです。

議長 計画内容の変更点について、農林課の担当係長から説明いたします。

石井係長 春里西地区、大森地区、東明地区の3地区の地域計画の変更等について説明します。

議長 3地区の地域計画区域内において、農振除外の申し出があり、農振除外の手続きを進める中で、地域計画の変更が必要となるため、変更について、協議の場を書面で開催し、関係者からは問題なしと意見を受けています。次の手続きとして、農業委員会他3機関から意見聴取を行う必要があります。今回、説明を行います。

議長 3地区の変更内容等について説明

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

奥村(武)委員 地図にある、担い手への集積地は、農地中間管理機構を介した土地だけが図示してあるのか。

石井係長 農林課で把握している農地中間管理機構を介した土地のみとなります。個人間の契約案

		件は反映されていません。
奥村 (武) 委員		農地中間管理機構を介さない土地もあると思うので、個人間契約などの土地も把握して集積地に反映してはどうか。
石井係長	長	年1回、見直し時期があるので、しっかり把握して、反映させていきたい。
会	長	他にご意見、ご質問はありませんか。
		農振除外の申し出と地域計画の変更について、今後のタイムスケジュールについて説明してほしい。
石井係長	長	次年度の農振除外の申し出は5月受付となり、受付分については、7月に地域計画の協議の場を開催し、農業委員委員会へは、8月に議案提案を行い、9月の総会で審議いただき、9月中旬に農振協議会を開催したいと考えています。国からの通達でも簡素化が示されており、農業委員さんの業務軽減も含め事務を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。
会	長	他にご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第52号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第52号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。
議	長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議	長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事	務	それでは、協議、報告及び連絡事項について、説明いたします。
局		1. 農地の適正管理の10月指導分について報告します。 別添資料1をご覧ください。(件数5件) 農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
		2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の10月届出分です。 届出はありませんでした。
		3. 農業用施設の届出書の10月届出分です。 届出はありませんでした。
		4. 農地台帳非登載確認申請 別添資料2をご覧ください。(件数3か所) 山林化していることを確認し、証明書を発行しました。
		5. 10月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。 7件の届出がありました。
		田 8筆 8,229.00㎡ 畑 4筆 3,976.00㎡ 合計 12筆 12,205.00㎡
		6. 違法転用案件について

別添資料3にて説明

下恵土地内で、農地パトロールにおいて、案件を発見。

発見から現地確認、違反業者指導、発注事業者指導、今後の対応等を説明

7. 農業委員・推進委員研修会について

12月9日開催 参加者確認中（ラインワークスで照会中）

8. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は11月28日の金曜日を予定しています。

また、令和7年第12回農業委員会総会は、令和7年12月4日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

9. その他

可児市表彰規定により、推進委員6番の鈴木好規委員が表彰されました。

これをもちまして、令和7年第11回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様ございました。